

除雪作業出動式を開催

滋賀国道事務所では、11月20日から翌年3月25日を雪害対策期間とし、冬期の安全な交通確保のため、除雪や凍結防止剤の散布等、雪害対策を行います。

今年度の雪害対策期間を迎えるにあたり、作業の安全を図るため、11月20日に高島市の国道161号沿道にある今津雪寒基地において、除雪作業の出動式を開催しました。

出動式には、国土交通省の職員及び除雪作業の請負業者の他、来賓として高島警察署長、事務所の雪害対策の関係者約30人が出席しました。

出動式終了後、災害対策基本法の改正に伴い、災害時において放置車両等により通行に支障があった場合に、道路管理者において放置車両等の移動が可能となったことから、スタック車両を想定し牽引訓練と、プラウ脱着訓練を実施しました。



訓練状況(運行前点検状況)

山田事務所長(左)の訓示と
中島高島警察署長(右)の挨拶



出発する除雪機械



スタック車両
牽引訓練



プラウ脱着訓練



滋賀県北部は積雪寒冷地域です

冬用タイヤ、チェーンの準備・装着を